		所管局等	総合企画局		
. 事務事業概要		所管課等	政策企画室		
事務事業名	事業費 (H12年当初予算)	所要人数	(H12年度想定)		継続年数
御也通シンボルロードアート空間創生事業	133,000		1.6	(平成1	2年4月1日時点)
四の色色ノンガリレロ 「ノ 「 工 司 加 工 事来	155,000 千円		1.0 人	()5年目未満
事務事業実施目的				(レ)5年以上
					10年目未満
御池通に京都の文化芸術の先進性を世界	『に発信するような , ときめきと賑わ	いの空間をつ	くり出す。	()10年以上
					15年目未満
				()15年目以上
市及市光明市					

事務事業概要

「庭としての御池通」をテーマとして,内外一流の作家による本格的なアート空間の創出を目指し,「御池通パブリックアート懇談会」の助言をいただきながら作品構想の選定を進めている。そして完成度の高い作品構想ができあがったものから順次発表し,事業化を図る。

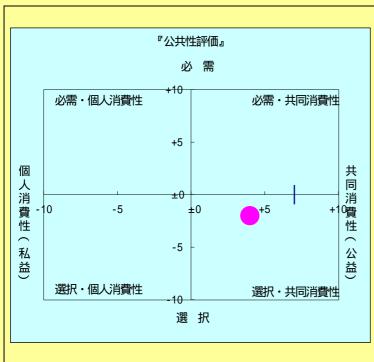
関連する事務事業等の名称,及び担当部局名
御也通シンボルロード整備事業
建設局街路部街路建設課

事務事業実施の依拠となる法令・施策等

事業	費推移	H10年	H11年	H 1 2 年予算
	一般財源	07.075	00.000	400,000
		27,675	26,089	133,000
重	国,府支出金	0	0	0
事業費	受益者負担分 千円		0	0
頁	その他		0	0
	小計	27,675	26,089	133,000
人件	所要人数 人	1.6	1.6	1.6
費	人件費 千円 (x9,520千円)	15,232	15,232	15,232
	合計 刊	42,907	41,321	148,232

公共性評価

٠.						
	項 目	評価の視点	1次評価点	2次評価点		
	共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+7	+4		
	基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	±0	-2		
	判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	選択・共同消費性	選択・共同消費性		



別紙「ワークシート」に基づく 公共性評価結果 1次評価 2次評価

1次評価結果 第 4 象限 共同消費性が高くかつ選択的なサービス のエリア

より多くの人たちが利益を受けるが,欠かせられないかどうかはサービスを提供する人,される人の間で考えることができるようなサービスが含まれる。

(例・・・美術館,博物館,音楽ホールなどのような公的施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合)

必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービスを提供しなければならないとすれば,一定の論拠を明示しなければならないし,その実際の関与も最低限にとどめるべきである。公益ではあるが,受益者負担を当然に考えるべきでもある。

2次評価結果第 4 象限共同消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア

より多くの人たちが利益を受けるが,欠かせられないかどうかはサービスを提供する人,される人の間で考えることができるようなサービスが含まれる。

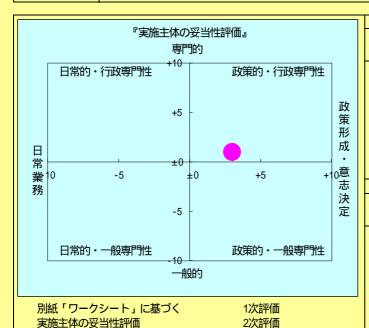
(例・・・美術館 , 博物館 , 音楽ホールなどのような公的施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合)

必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に 受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービス を提供しなければならないとすれば,一定の論拠を明示 しなければならないし,その実際の関与も最低限にとど めるべきである。公益ではあるが,受益者負担を当然に 考えるべきでもある。 行政関与・受益者負担の妥当性評価

1)以沃一、又血白丸200女二江江洲						
項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点	
行政関与の妥当性	+2	+2	受益者負担の妥当性	±0	+2	

実施主体の妥当性

項目評価の視点		1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	+3	+3
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	+1	+1
判定	実施主体の妥当性総合評価	政策的・行政専門性	政策的・行政専門性



1次評価結果 政策的重要度が高くかつ行政専門性が必要なエリア

業務遂行上政策的に重要な意志決定等を必要とし、かつそのために行政特有の知識、ノウハウ等が必要とされる業務。

都市経営の観点からの戦略策定等行政経営を遂行する 上においてコアとなる業務エリアであり、行政の内部に その知識、ノウハウ等の確保・育成を図る必要があるエ リアである。

2次評価結果

第 1 象限

第 1

政策的重要度が高くかつ行政専門性が必要なエリア

業務遂行上政策的に重要な意志決定等を必要とし,かつそのために行政特有の知識,ノウハウ等が必要とされる業務。

都市経営の観点からの戦略策定等行政経営を遂行する 上においてコアとなる業務エリアであり、行政の内部に その知識、ノウハウ等の確保・育成を図る必要があるエ リアである。

. 総合評価		1次評価	2次評価
	共同消費性	+7	+4
公共性評価	基礎性	±0	-2
	公共性評価結果	第 4 象限	第 4 象限
		選択・共同消費性	選択・共同消費性
行政関与の妥当性		+2	+2
受益者負担の妥当性	受益者負担の妥当性		+2
	政策性・戦略性	+3	+3
実施主体の妥当性	専門性	+1	+1
	実施主体の妥当性	第 1 象限	第 1 象限
評価結果		政策的・行政専門性	政策的・行政専門性
今後の方向性		С	С

「今後の方向」の項目説明

A:現状維持

B:充実

C:縮小

D : 休止

E:廃止 F:外部委託

G:民営化

H: 受益者負担の見直し

0:その他

1次評	公	主として,2次評価で,現在の社会経済情勢からみて「ニーズや実施意義が希薄化している」及び「個人の趣味・娯楽に属するサービスである」と評価したため,1次評価に比べて,公益性,必需性ともに低くなった。
計価と	行政	概ね同じ評価である。

次評

価

の

主な

相

違 実施 主体 同じ評価である。

上記に基づく所管局等のコメント(第1次評価)

本事業は、京都を代表するシンボルロードとして御池通を再整備するにあたり、道路という公共空間に芸術的感性を取り入れ、うるおいとやすらぎを与える京都の新たな名所としての道づくりを行うものであり、観光客をはじめ、御池通を通行する人が、歩いて楽しい道づくりを目指すものであるが、本市の厳しい財政状況から、19箇所に及ぶ「径庭作品」については、一旦凍結し、見直しを図る。また、大交差点区間作品(烏丸、堀川)については、第2次作品「アイランドレイク(水の浮島)」完成後、財政事情を考慮しながら対応する。

京都新世紀市政改革推進本部事務局のコメント(第2次評価)

「公共性評価」で公益性は一定高いものの必需とはいえず、また「行政関与の妥当性評価」でも、+2とさほど高いとはいえない(数値幅は-8~+8)。このため、所管局のコメントにもあるように本市の財政状況からして、必要最低限のものとすべきであり、径庭作品等の凍結及び見直しに加えて、大交差点区間のアート作品についても第2次作品完成後見直すべきと思われる。

所管局等 総合企画局 所管課等 政策企画室 1 使用する: 1 使用しない: 0 御池通シンボルロードアート空間創生事業 事務事業名 1.公共性評価 1次評価 2次評価 市民全体に提供されるサービス いいえ 公益 はい はい 必需 1) 誰でもそのサービスを受けることができる レ レ +1 2) 特定の個人又は集団を,そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能 レ +1 3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない レ +1 4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ 5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる レ 6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス レ 7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス レ 8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する レ レ +1 +1 9) 市民の大部分が必要とするサービス レ 10) 市民の大部分が利用するサービス レ +1 11) ニーズや実施意義が希薄化している -1 -1 12) サービス提供の対象者,利用者が減少している レ 市民生活安定のためのサービス はい いいえ 1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス レ 2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス レ 1, +1 -1 3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス レ 4) 安定供給を確保する必要があるサービス レ 5) 将来を考慮した投資的取り組み レ レ +1 -1 6) 市民の権利保護に係わるサービス レ 7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス レ 8) 社会保障を目的とするサービス レ 9) 所得の再配分を目的とするサービス レ 10) 市場の不確実性等,民間投資の阻害要因の存在するもの レ 11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス -1 -1 12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス 共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価 +6 +2 基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価 ±0 -2 -4 共同消費性と基礎性による公共性判定 +4 選択・共同消費性 2. 行政関与の妥当性 1次評価 京都市の独自性による関与の妥当性 いいえ 判定 はい はい 1) 京都市の独自性を高めるための事務事業 レ レ +1 2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業 レ 3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業 レ V +1 外部要因による関与の妥当性 はい いいえ 1) 法律・法令等により関与が定められている レ 2) 本市条例により関与が定められている レ 3) 上位団体の通達等により関与が定められている レ 4) 行政による早急な対応が必要とされる レ 5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる レ 6) 民間に類似サービスの提供者が存在する レ 7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある レ 8) 民間類似サービスと競合する レ 実施が果に基づく関与の妥当性 いいえ 1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する 2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する V 3) 当該サービスが他のサービスと代替え可能である レ 4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している レ 5) 法律, 通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している レ 行政関与の妥当性評価 +2 +2 +2

ワークシート(2次評価)

事務事業名	御池通シ	ンボルロ・	ードアート	·空間創生事業	業
3.受益者負担の妥当性	はい	はい	いいえ	判定	
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	10.0 1	レ	0.0.72	+1	
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ		
3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用物止等資源の有効活用を必要とするもの			レ		
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる			レ		
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス			レ		
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス			レ		
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス		レ		+1	
受益者負担の妥当性評価	±0	+	-2	+2	
4.実施主体の妥当性	1次評価			判定	,
政策・戦略形成	はい	はい	いいえ		· 専門
1)京都市行政の政策策定に係わる事務事業	Idl I	IOLV I		以宋	√J IJ
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			V		
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業	レ	レ		+1	+1
4) 京都市の政策目標・動について重要な関わりのある事務事業	V	レ		+1	+1
5)京都市行政の改革、効率化に係わる事務事業			L L	T1	Τ'
6) 国,他都市,行政機関(京都市役所内を除く)を対象とする事務事業			را		
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業	V	レ		+1	
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業	V	レ		+1	
9) 中立性,公平性を特に要求される事務事業			L L	T1	
10)外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			<u>-</u> ایا		
11)他都市等において外部委託の事例がある			V		
12)類以事務事業の全部(又は一部)を外部委託した実績がある			V		
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			V		
		1-41 >			
専門性・特殊性	V	はい レ	いいえ		. 4
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			L L		+1
3) 行政が内部に留保すべき専門は職,特殊技能に基づく事務事業			V V		
3) 打成が小部に曲体タイと望いた観、イヤが対象にをランチが手集 4) 京都市職員の人材育成、政策形成能力の向上につながる事務事業			V V		
4) 京都川鳴真の人が自成,政策が成記力の円上につるから事が事業 5) 民間におけるノウハウ,専門、民職,技術等が要求される事務事業	V	1.			
5 日間にのけるアウバク、朝下成職、技術等が要求される事務事業 6) 恒常的に必要とされない専門取職、技術等が要求される事務事業		V	1.		-1
			レ		
7)マニュアル等により定型化可能な事務事業		,	V		
8)市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ		-1	-1
9) 定型的業務による事務事業			レ		
10) 労力提供による事務事業			レ		
11)経済性・効率性が把握出来ていない事務事業			レ		
12)外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業			レ		
13)外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業			レ		
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ		

+3

+1

+3

+1

政策的・行政専門性

京都市における政策・戦略形成に係わる度合い

実施主体の妥当性総合評価

行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い

所管局等 総務局 所管課等 総務部総務課 事務事業概要 事務事業名 事業費 (H12年当初予算) 所要人数 継続年数 (H12年度想定 (平成12年4月1日時点) 本庁舎管理電話交換業務 7.0)5年目未満 事務事業実施目的)5年以上 市役所組織は複雑かつ多岐にわたっており、市民等からの問い合わせに対して迅速に応えていくため 10年目未満)10年以上 15年目未満 (レ)15年目以上 事務事業概要 ・市庁舎代表電話及び専用回線満杯時の交換業務

- ・市外通話の発信
- ・庁内放送

事務事業実施の依拠となる法令・施策等

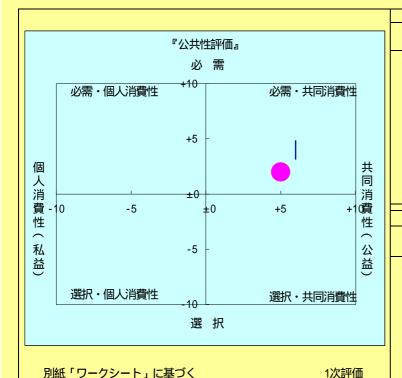
関連する事務事業等の名称,及び担当部局名 区役所等電話交換業務

事第	養推移	H10年	H11年	H 1 2 年予算
	一般財源			
	千円			
	国,府支出金			
事	千円			
事業費	受益者負担分			
書	千円			
,	その他			
	刊			
	小計			
1	所要人数			
	人	7.0	7.0	7.0
人件費	人件費 千円			
貝	(× 9,520千円)	66,640	66,640	66,640
	合計 刊	66,640	66,640	66,640

公共性評価

公共性評価結果

· ᠘ /\ Щ					
項 目	評価の視点	1次評価点	2次評価点		
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+6	+5		
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	+4	+2		
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	必需・共同消費性	必需・共同消費性		



第 1 象限 共同消費性が高く必需のエリア より多くの人たちが利益を受け,しかも日常欠かせられないサービスが含まれる。 (例・・・上下水道,保健衛生,清掃事業など)

2次評価結果

より多くの人たちが、それがないと日々の生活における 質が維持できない、それを最低限保障しなければならな いエリアである。しかし、他方、多数の人たちに大量の 資源が動員され、しかも、その設備投資などに経費が多 く費やされるので、コストに関する議論は欠かせられな いエリアである。

ないサービスが含まれる。

(例・・・上下水道,保健衛生,清掃事業など) より多くの人たちが,それがないと日々の生活における 質が維持できない,それを最低限保障しなければならな いエリアである。しかし,他方,多数の人たちに大量の 資源が動員され,しかも,その設備投資などに経費が多 く費やされるので,コストに関する議論は欠かせられな いエリアである。

2次評価

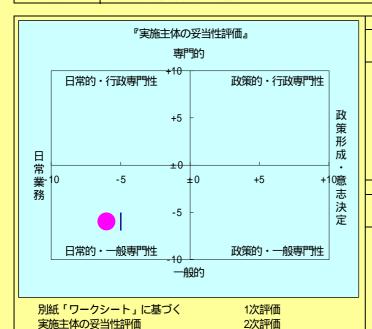
事務事業名 本庁舎管理電話交換業務

行政関与・受益者負担の妥当性評価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点			
行政関与の妥当性	-4	-6	受益者負担の妥当性	+1	+1			

. 実施主体の妥当性

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-5	-6
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-6	-6
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性



 1次評価結果

 第 3 象限
 日常業務の度合いが高く,一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

2 次評価結果第 3 象限日常業務の度合いが高く,一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

. 総合評価		1次評価	2次評価
	共同消費性	+6	+5
公共性評価	基礎性	+4	+2
	公共性評価結果	第 1 象限	第 1 象限
		必需・共同消費性	必需・共同消費性
行政関与の妥当性		-4	-6
受益者負担の妥当性		+1	+1
	政策性・戦略性	-5	-6
実施主体の妥当性	専門性	-6	-6
	実施主体の妥当性	第 3 象限	第 3 象限
評価結果		日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性
今後の方向性		0	F

「今後の方向」の項目説明

A:現状維持

B:充実

C:縮小

D : 休止

E:廃止 F:外部委託

G:民営化

H: 受益者負担の見直し

☆□/正/土田		日常的・一般的専門	まり 日常的・一般的専門性	0: その他				
今後の方向性				F	_			
1 次顿	公共性	概ね同じ評価である。	電話が 的な第 見直し	務の推進を目指していく	は,全市的な検討状況を踏まえ,より効率。 。 の考え方を基本として検討を行っていく。			
評価と2次回	行政関与	概ね同じ評価である。	(2)	(2) 在職者にメリットが感じられ,今後の意欲向上につながるこ(3) 長期的な展望を持つこと。				
評価の主な担	受益者負担	同じ評価である。	電話 性あり ら , 行	<mark>交換業務が「公共性評価</mark> 」と評価する。しかし , 「 正文が関与する必要性は漢	事務局のコメント(第2次評価) 「」で、「必需・共同消費性」となり、公共 行政関与の妥当性」で、-6と低いことか い、また、「実施主体の妥当性」で、同業 いことから、「日常的・一般的専門性」と			
相違点	実施主体	概ね同じ評価である。		-0	務の見直しを検討すべきと思われる。			

所管局等 総務部総務課 所管課等 1 使用する: 1 使用しない: 0 本庁舎管理電話交換業務 事務事業名 1.公共性評価 1次評価 2次評価 判定 市民全体に提供されるサービス いいえ はい はい 公益 必需 1) 誰でもそのサービスを受けることができる レ レ +1 2) 特定の個人又は集団を,そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能 レ レ +1 3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない レ +1 4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ レ 5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる レ 6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス レ 7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス レ 8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する レ 9) 市民の大部分が必要とするサービス レ +1 +1 10) 市民の大部分が利用するサービス レ +1 11) ニーズや実施意義が希薄化している レ 12) サービス提供の対象者,利用者が減少している レ 市民生活安定のためのサービス はい いいえ 1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス **+1** 2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス 1, 3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス レ レ +1 -1 4) 安定供給を確保する必要があるサービス 5) 将来を考慮した投資的取り組み レ 6) 市民の権利保護に係わるサービス レ 17 7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス レ 8) 社会保障を目的とするサービス レ 9) 所得の再配分を目的とするサービス レ 10) 市場の不確実性等,民間投資の阻害要因の存在するもの 11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス 12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス 共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価 +5 +6 +3 基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価 +4 -1 +2 共同消費性と基礎性による公共性判定 +5 +2 必需・共同消費性 2. 行政関与の妥当性 1次評価 2次評価 京都市の独自性による関与の妥当性 はい 判定 はい いいえ 1) 京都市の独自性を高めるための事務事業 レ 2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業 レ 3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業 レ 外部要因による関与の妥当性 はい いいえ 1) 法律・法令等により関与が定められている レ 2) 本市条例により関与が定められている レ 3) 上位団体の通達等により関与が定められている レ 4) 行政による早急な対応が必要とされる 5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる 6) 民間に類似サービスの提供者が存在する レ レ 7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある レ -1 8) 民間類似サービスと競合する レ レ -1 実施が果に基づく関与の妥当性 はい いいえ 1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する レ レ - 1 2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する V -1 3) 当該サービスが他のサービスと代替え可能である レ レ -1 4) 当該サービスが当初の目標を達成し,実施効果が希薄化している レ 5) 法律, 通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している レ 行政関与の妥当性評価 -4 -6 -6

総務局

ワークシート(2次評価)

事務事業名 本庁舎管理電話交換業務 3. 受益者負担の妥当性 判定 はい はい いいえ 1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する レ +1 2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス レ 3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの レ 4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる レ 5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス 6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス レ 7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス 受益者負担の妥当性評価 +1 +1 +1 4.実施主体の妥当性 1次評価 2次評価 政策・戦略形成 はい いいえ 政策 専門 はい 1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業 レ 2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業 レ 3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業 レ 4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業 レ 5) 京都市行政の改革, 効率化に係わる事務事業 +1 +1 6) 国,他都市,行政機関(京都市役所内を除く)を対象とする事務事業 レ 7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業 8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業 レ 9) 中立性,公平性を特に要求される事務事業 レ 10) 外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業 レ 11) 他都市等において外部委託の事例がある 12)類似事務事業の全部(又は一部)を外部委託した実績がある レ -1 13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている レ 専門性・特殊性 はい いいえ 1) 行政上の専門知識が要求される事務事業 レ 2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である レ 3) 行政が内部に留保すべき専門知識,特殊対能に基づく事務事業 レ 4) 京都市職員の人材育成,政策形成能力の向上につながる事務事業 レ 5) 民間におけるノウハウ, 専門知識, 技術等が要求される事務事業 -1 6) 恒常的に必要とされない専門知識,技術等が要求される事務事業 7) マニュアル等により定型化可能な事務事業 レ レ -1 -1 8) 市民を直接的に対象とする事務事業 -1 -1 9) 定型的業務による事務事業 レ レ -1 -1 10) 労力提供による事務事業 レ レ -1 -1 11)経済性・効率性が把握出来ていない事務事業 レ -1

		-
京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	-5	-6
行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-6	-6
実施主体の妥当性総合評価		口党的。——船的亩門性

レ

レ

-1

+1

-7

-1

+1

-7

12) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業

13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業

14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業

				等 理財局			
· 事務事業概要			所管課等	税務部			
事務事業名	事業費	(H12年当初予算)	所要人数	(H12年度想定	継続年数		
前納市税報奨金制度		381,000 _{千円}		0.5	(平成12年4月1日時点) ()5年目未満		
事務事業実施目的 ・納税意欲の高揚による市税の早期確保納期・徴収事務の軽減 ・納期前納期に対する金利の交付(納期の利益	()5年以上 10年目未満 ()10年以上						
	『で以来』				(レ)15年目以上		

事務事業概要

市府民税(普通徴収分)及び固定資産税・都市計画税は,通常年4回の納期毎に納税することになっているが,第1期の納期内に第2期分以降の税金を併せて納付した場合,前納報奨金が交付される。前納報奨金額は,第2期分以降,各期の税額(2万5千円までの部分)に0.5%と前納月数を乗じた金額を合算したものとなる。

事務事業実施の依拠となる法令・施策等

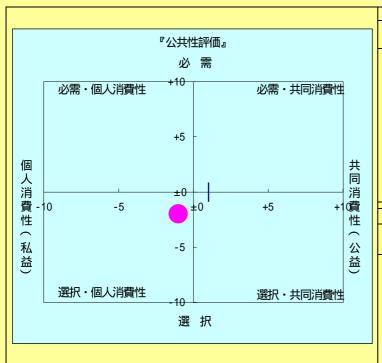
地方税法第321条第2項及び同法第365条第2項 市税条例第32条第3項及び第54条第3項

関連する事務事業等の名称,及び担当部局名

事業	費推移	H10年	H11年	H 1 2 年予算
	一般財源 千円	443,119	478,802	381,000
事	国,府支出金千円			
事業費	受益者負担分 千円			
,	その他 千円			
	小計	443,119	478,802	381,000
人件	所要人数 人	0.5	0.5	0.5
費	人件費 千円 (×9,520千円)	4,760	4,760	4,760
	合計 千円	447,879	483,562	385,760

公共性評価

٠.				
	項 目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
	共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+1	-1
	基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	±0	-2
	判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	選択・共同消費性	選択・個人消費性



別紙「ワークシート」に基づく 公共性評価結果 1次評価 2次評価

1次評価結果 第 4 象限 共同消費性が高くかつ選択的なサービス のエリア

より多くの人たちが利益を受けるが,欠かせられないかどうかはサービスを提供する人,される人の間で考えることができるようなサービスが含まれる。

(例・・・美術館,博物館,音楽ホールなどのような公的施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合)

必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービスを提供しなければならないとすれば,一定の論拠を明示しなければならないし,その実際の関与も最低限にとどめるべきである。公益ではあるが,受益者負担を当然に考えるべきでもある。

2次評価結果 第 3 象限 個人消費性が高くかつ選択的なサービス のエリア

個人的な利益に関わるが,格別欠かせられないということではないサービスが該当する。

(例・・・各々の個人のキャリア育成に寄与するような 社会人教育,趣味娯楽の個人的な関心などに関連した サービスが含まれる。)

基本的に行政がさほど責任を持たなくてよい領域といえる。ただ、サービス供給のシステムが立ち遅れている分野で、地域的に、あるいは、世代的に、公平平等に利得を享受できない場合は、公平平等の観点から、行政の守備範囲とすることもやむを得ない場合もある。

事務事業名 前納市税報奨金制度

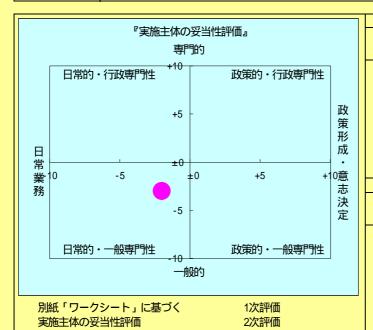
行政問与・受益者自由の妥当性証価

	-411 				
項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	+1	+1	受益者負担の妥当性	+2	+2

実施主体の妥当性

総合評価

項	目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦	戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-2	-2
専門	性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-3	-3
判定		実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性



1次評価結果 日常業務の度合いが高く,一般的なノウ 第 3 象限 ハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

> 2次評価結果 日常業務の度合いが高く、一般的なノウ

第 3 象限

2次評価

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

ハウが必要なエリア

共同消費性 公共性評価 基礎性		共同消費性	+1		-	1	「今後の方向」の項目説明	
		性評価	基礎性	±(2	A:現状維持
2			公共性評価結果	第 4 象限		第 3	象限	B : 充実
				選択・共同	消費性	選択・個	人消費性	C:縮小
	行政	関与の妥当性		+1		+	1	D : 休止
	受益	諸負担の妥当性		+2		+	2	E:廃止
			政策性・戦略性	-2		-	2	F:外部委託
	実施	硅体の妥当性	専門性	-3			3	G:民営化
			実施主体の妥当性	第 3	象限	第 3	象限	H:受益者負担の見直し
			評価結果	日常的・一般	的専門性	日常的・一	般的専門性	0: その他
	今後	の方向性		Е		E	=	
主として2次評価では,他の指定都市の6市で本制度を廃止して10ることなどから勘案して,「市民の大部分が必要」とは12ず,「ニーズや実施意義が大部分が必要」とは12ず,「ニーズや実施意義が大きができる。と評価したため,「選択・個人消費性」の範疇のものとなった。同じ評価である。とは12でである。				事務事 実施主体(という結 期内納付い 重な対応が 考慮する。 (平成151	といっては、	では、公共性語 (政策性、戦略 る。現状の厳い うえでは重要が が、前納解と 直しや廃止に「	ント(第1次評価) 評価(共同消費性,基礎性)の度合いが低く, 8性) についても必要性の低い事務事業である い 納税環境のもとでの市税収入の確保及び納 は事業であるので,見直しや廃止については慎 金制度発足当初からの社会経済情勢の変化等を 同けた検討が必要である。 してる現状では,廃止時期等については慎重に	
評価の					人消費性」となったように公益性・必需性 の面でも+1で関与の必要性は高くない。			
	体							

1次評価

税務部 所管課等 1 使用する: 1 使用しない: 0 前納市税報奨金制度 事務事業名 1.公共性評価 1次評価 2 次評価 市民全体に提供されるサービス 公益 必需 はい はい いいえ 1) 誰でもそのサービスを受けることができる レ 2) 特定の個人又は集団を,そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能 レ 3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない +1 4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ レ 5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる レ 6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス レ -1 -1 7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス レ 8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する レ 9) 市民の大部分が必要とするサービス レ 10) 市民の大部分が利用するサービス レ 11) ニーズや実施意義が希薄化している -1 -1 12) サービス提供の対象者,利用者が減少している レ 市民生活安定のためのサービス はい いいえ 1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス レ 2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス 1, 3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス レ 4) 安定供給を確保する必要があるサービス レ 5) 将来を考慮した投資的取り組み レ 6) 市民の権利保護に係わるサービス レ 7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス レ 8) 社会保障を目的とするサービス レ 9) 所得の再配分を目的とするサービス レ 10) 市場の不確実性等,民間投資の阻害要因の存在するもの 11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス 12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス 共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価 +1 基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価 ±0 -2 共同消費性と基礎性による公共性判定 選択・個人消費性 2. 行政関与の妥当性 1次評価 2次評価 京都市の独自性による関与の妥当性 判定 はい はい いいえ 1) 京都市の独自性を高めるための事務事業 レ 2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業 レ 3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業 レ しいえ 外部要因による関与の妥当性 はい 1) 法律・法令等により関与が定められている レ 2) 本市条例により関与が定められている レ レ +1 3) 上位団体の通達等により関与が定められている 4) 行政による早急な対応が必要とされる レ 5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる レ 6) 民間に類似サービスの提供者が存在する レ 7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある レ 8) 民間類似サービスと競合する レ 実施が果に基づく関与の妥当性 いいえ 1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する 2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する レ 3) 当該サービスが他のサービスと代替え可能である レ 4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している レ レ -1 5) 法律, 通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している レ 行政関与の妥当性評価 +1 +2 +1

所管局等

理財局

ワークシート(2次評価)

事務事業名	前納市税	報奨金制	芰		
3.受益者負担の妥当性	はい	はい	いいえ	判定	
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	レ	レ		+1	
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ		
3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの			レ		
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる			レ		
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	レ	レ		+1	
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス			レ		
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ		
受益者負担の妥当性評価	+2	+	-2	+2]
4.実施主体の妥当性	1次評価	2次	評価	半	定
政策・戦略形成	はい	はい	いいえ	政策	専門
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ		
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ		
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ		
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業			レ		
5) 京都市行政の改革, 効率化に係わる事務事業			レ		
6)国,他都市,行政機関(京都市役所内を除く)を対象とする事務事業			レ		
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業			レ		
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業			レ		
9) 中立性,公平性を特に要求される事務事業	レ	レ		+1	
10)外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ		
11)他都市等において外部委託の事例がある			レ		
12)類似事務事業の全部(又は一部)を外部委託した実績がある			レ		
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ		
専門性・特殊性		はい	いいえ		
1) 行政上の専門医職が要求される事務事業			レ		
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である	レ	レ			+1
3) 行政が内部に留保すべき専門知識,特殊技能に基づく事務事業			レ		
4) 京都市職員の人材育成,政策形成能力の向上につながる事務事業			レ		
5) 民間におけるノウハウ, 朝野、職, 技術等が要求される事務事業			レ		
6) 恒常的に必要とされない専門知識,技術等が要求される事務事業			レ		
7)マニュアル等により定型化可能な事務事業	レ	レ		-1	
8) 市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ		-1	-
9) 定型的業務による事務事業	レ	レ		-1	-1
10) 労力提供による事務事業			レ		

+1

-3

-4

所管局等 環境局 管理課 所管課等 事務事業概要 事務事業名 事業費 (H12年当初予算) 所要人数 継続年数 (H12年度想定 (平成12年4月1日時点) 2,420,738 千円 クリーンセンター運営 486.0)5年目未満 事務事業実施目的)5年以上 市内で発生する一般廃棄物(一部産業廃棄物を含む。)の適正処理 10年目未満)10年以上 15年目未満 レ)15年目以上

事務事業概要

各家庭から排出され本市が収集した家庭ごみや大型ごみ,事業活動によって生じ,許可業者により収集された事業系ごみ及び市民等から持ち込まれた持込ごみについて,市内5クリーンセンターにおいて焼お処理を行っている。なお,北部クリーンセンターにおいては,中継施設を設置し,市内北部方面で収集された家庭ごみを南部クリーンセンター等へ再搬している。

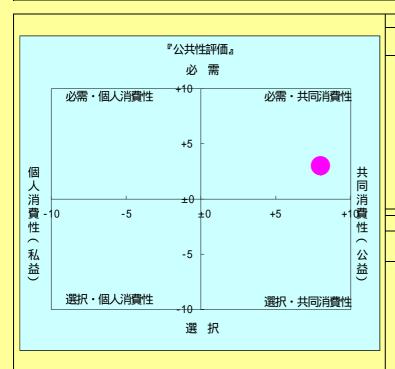
事務事業実施の依拠となる法令・施策等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

関連する事務事業等の名称,及び担当部局名

事業	費推移		H10年	H11年	H12年予算
	一般財源	円	2,270,470	2,292,632	2,420,738
事	国,府支出金 千円				
事業費	受益者負担分 千日	円	-1,652,819	-1,907,520	-1,597,215
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	その他 干F	ŋ			
	小計		617,651	385,112	823,523
人	所要人数	\	488.0	491.0	486.0
件費	人件費 千F (× 9,520千円	刊)	4,645,760	4,674,320	4,626,720
	合計 千	၂	5,263,411	5,059,432	5,450,243

公共性評価

· 57/1-11 III									
項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点						
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+8	+8						
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	+3	+3						
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	必需・共同消費性	必需・共同消費性						



別紙「ワークシート」に基づく

公共性評価結果

1次評価結果 第 1 象限 共同消費性が高く必需のエリア より多くの人たちが利益を受け,しかも日常欠かせられないサービスが含まれる。

(例・・・上下水道,保健衛生,清掃事業など) より多くの人たちが,それがないと日々の生活における 質が維持できない,それを最低限保障しなければならな いエリアである。しかし,他方,多数の人たちに大量の 資源が動員され,しかも,その設備投資などに経費が多 く費やされるので,コストに関する議論は欠かせられな いエリアである。

2 次評価結果第 1 象限共同消費性が高く必需のエリア

より多くの人たちが利益を受け, しかも日常欠かせられないサービスが含まれる。

(例・・・上下水道,保健衛生,清掃事業など) より多くの人たちが,それがないと日々の生活における 質が維持できない,それを最低限保障しなければならな いエリアである。しかし,他方,多数の人たちに大量の 資源が動員され,しかも,その設備投資などに経費が多 く費やされるので,コストに関する議論は欠かせられな いエリアである。

1次評価

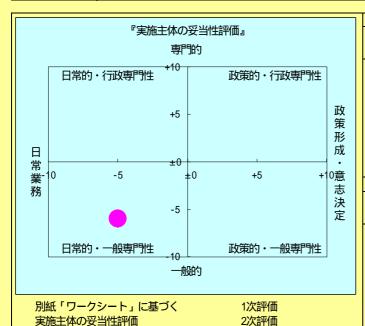
2次評価

行政関与・受益者負担の妥当性評価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点					
行政関与の妥当性	+4	+4	受益者負担の妥当性	+2	+2					

. 実施主体の妥当性

項 目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-5	-5
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-6	-6
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性



1次評価結果 日常業務の度合いが高く,一般的なノウ ハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

 2 次評価結果

 第 3 象限
 日常業務の度合いが高く,一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

. 総合評価		1次評価	2次評価	
	共同消費性	+8	+8	
公共性評価	基礎性	+3	+3	
	公共性評価結果	第 1 象限	第 1 象限	
		必需・共同消費性	必需・共同消費性	
行政関与の妥当性		+4	+4	
受益者負担の妥当性		+2	+2	
	政策性・戦略性	-5	-5	
実施主体の妥当性	専門性	-6	-6	
	実施主体の妥当性	第 3 象限	第 3 象限	
評価結果		日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性	
今後の方向性		F	F	

「今後の方向」の項目説明

A:現状維持 B:充実 C:縮小 D:休止 E:廃止

> F:外部委託 G:民営化

H: 受益者負担の見直し

0:その他

今後の方向性			F		F	
1 次	公共性	同じ評価である。		平成 1		ント (第1次評価) 治する東北部クリーンセンターにおいて , ながら , 一部 , 外部委託を行う。
評価と2次証	行政関与	同じ評価である。				
評価の主な担	受益者負担	同じ評価である。		「公共 り,公益 ら,行政	性評価」で,第1次評性も高くなり,「行政で行う必要性があると	事務局のコメント(第2次評価) 価と同様に,「必需・共同消費性」とな 関与の妥当性」も高くなった。このことか 考えられる。 「日常的・一般的専門性」となり,政策
相違点	実施主体	同じ評価である。		性,行政	的な専門性も低いこと 第1次評価にあるように	,他都市においても委託の実績があること ,外部委託を進めていくことが妥当であ

ワークシート(2次評価) 所管局等 環境局 所管課等 管理課 1 使用する: 1 使用しない: 0 クリーンセンター運営 事務事業名 1.公共性評価 1次評価 2次評価 判定 市民全体に提供されるサービス いいえ はい 公益 必需 1) 誰でもそのサービスを受けることができる レ レ +1 2) 特定の個人又は集団を,そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能 レ +1 3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない レ レ +1 4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ レ +1 5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる レ 6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス レ 7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス レ 8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する レ レ +1 9) 市民の大部分が必要とするサービス レ +1 +1 10) 市民の大部分が利用するサービス レ +1 11) ニーズや実施意義が希薄化している レ 12) サービス提供の対象者,利用者が減少している レ 市民生活安定のためのサービス はい いいえ +1 1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス レ 2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス 1, レ -1 +1 3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス レ レ +1 -1 4) 安定供給を確保する必要があるサービス +1 5) 将来を考慮した投資的取り組み レ 6) 市民の権利保護に係わるサービス レ 7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス レ 8) 社会保障を目的とするサービス レ 9) 所得の再配分を目的とするサービス レ 10) 市場の不確実性等,民間投資の阻害要因の存在するもの 11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス 12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス 共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価 +8 基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価 +3 -2 +3 共同消費性と基礎性による公共性判定 +8 +3 必需・共同消費性 2. 行政関与の妥当性 1次評価 2次評価 京都市の独自性による関与の妥当性 判定 はい はい いいえ 1) 京都市の独自性を高めるための事務事業 レ 2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業 レ 3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業 レ 外部要因による関与の妥当性 いいえ はい 1) 法律・法令等により関与が定められている レ 2) 本市条例により関与が定められている レ レ +1 3) 上位団体の通達等により関与が定められている レ 4) 行政による早急な対応が必要とされる +1 5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる レ +1 6) 民間に類似サービスの提供者が存在する レ 7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある レ 8) 民間類似サービスと競合する レ

いいえ

レ

レ

レ

レ

+4

+4

+4

実施が果に基づく関与の妥当性

行政関与の妥当性評価

1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する

4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している

5) 法律, 通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している

3) 当該サービスが他のサービスと代替え可能である

		事務事業名	クリーン	センターi	運営			
3	・受益者負担の妥当性		はい	はい	いいえ		判定	
	1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する		レ	レ	V 10 17 E		+1	
	2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス				レ			
	3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とす	るもの	レ	レ			+1	
	4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なれ	つれる			レ			
	5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス				レ			
	6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス				レ			
	7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス				レ			
	受益者負担の妥当性評価		+2	+	-2		+2	
						İ		
4	. 実施主体の妥当性		1次評価	2次	評価		判	定
	政策・戦略形成		はい	はい	いいえ		政策	専門
	1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業				レ			
	2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業				レ			
	3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業				レ			
	4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業		レ	レ			+1	+1
	5) 京都市行政の改革, 効率化に係わる事務事業				レ			
	6) 国,他都市,行政機関(京都市役所内を除く)を対象とする事務事業				レ			
	7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業				レ			
	8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業		レ	レ			+1	
	9) 中立性,公平性を特に要求される事務事業				レ			
-	10)外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業				レ			
	11)他都市等において外部委託の事例がある		レ	レ			-1	
	12) 類似事務事業の全部(又は一部)を外部委託した実績がある				レ			
	13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている				レ			
	専門性・特殊性			はい	いいえ			
	1) 行政上の専門知識が要求される事務事業				レ			
	2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である				レ			
	3) 行政が内部に留保すべき専門、職,特殊技能に基づく事務事業				レ			
	4) 京都市職員の人材育成,政策形成能力の向上につながる事務事業				レ			
	5) 民間におけるノウハウ, 朝野、職, 技術等が要求される事務事業				レ			
	6) 恒常的に必要とされない専門知識,技術等が要求される事務事業				レ			
	7)マニュアル等により定型化可能な事務事業		レ	レ			-1	-1
	8) 市民を直接的に対象とする事務事業		レ	レ			-1	-1
	9) 定型的業務による事務事業		レ	レ			-1	-1
	10) 労力提供による事務事業		レ	レ			-1	-1
	11)経済性・効率性が凹屋出来ていない事務事業		レ	レ				-1
	12) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業		レ	レ			-1	-1
	13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業		レ	レ			-1	-1
	14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業				レ			
	京都市における政策・戦略形成に係わる度合い		-5	_	5		+2	+1
	(元がにかける東部には、 特殊性能に係わる (安全))		6		0		7	7

-6

日常的・一般的専門性

行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い

実施主体の妥当性総合評価

文化市民局 所管局等 所管課等 文化部文化課 事務事業概要 事務事業名 事業費 (H12年当初予算) 所要人数 (H12年度想定 継続年数 (平成12<u>年4月1日時点)</u> 258,595 千円 京都会館の管理運営 28.0)5年目未満 事務事業実施目的)5年以上 本市における文化の振興及び市民の豊かな生活の形成に資するため,文化的な催物等及び会議等の用に供す 10年目未満 るための施設として設立)10年以上 15年目未満 (レ)15年目以上 事務事業概要

京都会館の管理運営

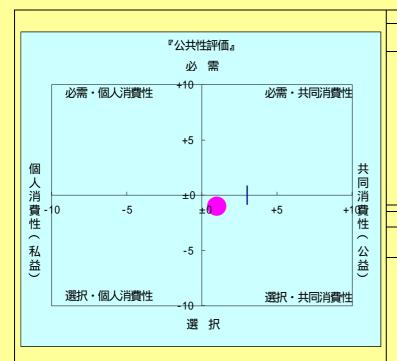
事務事業実施の依拠となる法令・施策等

ナッカナネン())というにんといるのだく))といっ
京都会館条例,京都会館条例施行規則
不能去临未例,不能去临未例他门处别
関連する事務事業等の名称、及び担当部局名

		_			
事業	費推移		H10年	H11年	H 1 2 年予算
	一般財源				
		千円	307,926	272,062	258,595
	国,府支出金				
事		千円			
事業費	受益者負担分				
書		千円	-205,479	-188,891	-222,700
	その他				
		千円			
	小計		102,447	83,171	35,895
,	所要人数				
一件		人			28.0
人件費	人件費	千円			
具	(× 9,520 7	円)			266,560
	_			_	
	合計	千円	102,447	83,171	302,455

公共性評価

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点							
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+3	+1							
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	±0	-1							
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	選択・共同消費性	選択・共同消費性							



別紙「ワークシート」に基づく

公共性評価結果

1次評価結果

第 4 象限 共同消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア

より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の間で考えることができるようなサービスが含まれる。

(例・・・美術館,博物館,音楽ホールなどのような公的施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合)

必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に 受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービス を提供しなければならないとすれば,一定の論拠を明示 しなければならないし,その実際の関与も最低限にとど めるべきである。公益ではあるが,受益者負担を当然に 考えるべきでもある。

> 2次評価結果 共同消費性が高くかつ選択的なサービス のエリア

より多くの人たちが利益を受けるが,欠かせられないかどうかはサービスを提供する人,される人の間で考えることができるようなサービスが含まれる。

第 4 象限

(例・・・美術館,博物館,音楽ホールなどのような公的施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合)

必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービスを提供しなければならないとすれば、一定の論拠を明示しなければならないし、その実際の関与も最低限にとどめるべきである。公益ではあるが、受益者負担を当然に考えるべきでもある。

1次評価

2次評価

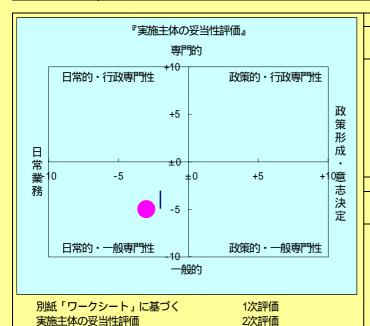
事務事業名 京都会館の管理運営

. 行政関与・受益者負担の妥当性評価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点					
行政関与の妥当性	+2	±0	受益者負担の妥当性	+1	+2					

. 実施主体の妥当性

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	策性・戦略性 京都市における政策・戦略形式に係わる度合い		-3
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-4	-5
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性



1次評価結果 用 3 象限 日常業務の度合いが高く,一般的なノウスのが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

 2 次評価結果

 第 3 象限
 日常業務の度合いが高く,一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

. 総合評価		1次評価	2次評価
	共同消費性	+3	+1
公共性評価	基礎性	±0	-1
	公共性評価結果	第 4 象限	第 4 象限
		選択・共同消費性	選択・共同消費性
行政関与の妥当性		+2	±0
受益者負担の妥当性		+1	+2
	政策性・戦略性	-2	-3
実施主体の妥当性	専門性	-4	-5
	実施主体の妥当性	第 3 象限	第 3 象限
	評価結果	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性
今後の方向性		F	F

「今後の方向」の項目説明

A:現状維持

B: 充実

C:縮小

D : 休止

E:廃止 F:外部委託

C · **兄**尝(//

実施主体の妥当性専門性		-4	-5	G:民営化					
実施主体の妥当性		第 3 象限	第 3 象限	H:受益者負担の見直し					
			評価結果	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性	O : その他			
	今後	の方向性		F	F				
1 次評					上記に基づく所管局等のコメント(第1次評価) 昭和35年に京都市民の文化センターとして開館した京都会館は、2、000人以上の観客を収容する市内唯一の施設として,長年にわたり音楽,演劇,舞踊等の公演その他の文化的な催物のための施設や研修,会議等のための施設の提供をし,市民に親しまれてきた。しかし,最近では,				
価と2次	行政関与	概ね同じ評価で		より効率 営での管	等のための加速の提供をも、市民に親しよれてされる。 のかし、最近では、より効率的な運営、施設の活用が求められており、これまで行ってきた直営での管理運営ではなく、外部委託化するなどの民間活力を導入することも必要であると考えられる。				
評価の主な知	受益者負担				価で選択・共同消費性。 りは , 京都会館の目的かり 体の妥当性では , 政策	事務局のコメント(第2次評価) となったが、公益性がブラスポイントに ら妥当であると思われる。 生、専門性ともに低く、必ずしも行政が実 間委託するのが妥当であると思われる。			
相違点	実施主体	概ね同じ評価で	ある 。	//E±IAC	,43° \C (144 \ , □	山女品 りょうくだい ない ちょういい はい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい			

ワークシート(2次評価) 所管局等 文化市民局 所管課等 文化部文化課 1 使用する: 1 使用しない: 0 京都会館の管理運営 事務事業名 1.公共性評価 1次評価 2次評価 判定 市民全体に提供されるサービス いいえ はい はい 公益 必需 1) 誰でもそのサービスを受けることができる レ レ +1 2) 特定の個人又は集団を,そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能 レ レ +1 3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない 4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ レ 5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる -1 6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス レ 7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス レ 8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する レ レ +1 +1 9) 市民の大部分が必要とするサービス レ +1 +1 10) 市民の大部分が利用するサービス レ 11) ニーズや実施意義が希薄化している レ 12) サービス提供の対象者,利用者が減少している レ レ -1 市民生活安定のためのサービス はい いいえ 1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス レ 2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス 1, 3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス レ 4) 安定供給を確保する必要があるサービス レ 5) 将来を考慮した投資的取り組み レ 6) 市民の権利保護に係わるサービス レ 7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス レ 8) 社会保障を目的とするサービス レ 9) 所得の再配分を目的とするサービス レ 10) 市場の不確実性等,民間投資の阻害要因の存在するもの 11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス 12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス 共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価 +2 +3 +4 基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価 -3 ±0 -3 共同消費性と基礎性による公共性判定 選択・共同消費性 2. 行政関与の妥当性 1次評価 2次評価 京都市の独自性による関与の妥当性 はい はい 判定 いいえ 1) 京都市の独自性を高めるための事務事業 2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業 レ レ 3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業 レ レ +1 外部要因による関与の妥当性 はい いいえ 1) 法律・法令等により関与が定められている 2) 本市条例により関与が定められている レ レ +1 3) 上位団体の通達等により関与が定められている 4) 行政による早急な対応が必要とされる レ 5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる レ 6) 民間に類似サービスの提供者が存在する レ 7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある レ 8) 民間類似サービスと競合する レ 実施が果に基づく関与の妥当性 はい いいえ 1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する 2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する -1 3) 当該サービスが他のサービスと代替え可能である レ 4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している レ 5) 法律, 通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している レ

+2

±0

+2

行政関与の妥当性評価

事務事業名	京都会館	の管理運	当		
3.受益者負担の妥当性	はい	はい	いいえ	判定	
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	L L	L L	6 16 1/2	+1	
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			V	71	
3) 受益者負担による抑制的果をもって乱用的止等資源の有効活用を必要とするもの			V		
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる		V		+1	
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス			V		
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス			را		
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ		
受益者負担の妥当性評価	+1	4	-2	+2	
				altel	
4.実施主体の妥当性	1次評価		(評価		定
政策・戦略形成	はい	はい	いいえ	政策	専門
1)京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ		
2)京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ		
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ		
4)京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業	_		V		
5)京都市行政の改革、効率化に係わる事務事業	レ		レ		
6)国,他都市,行政機関(京都市役所内を除く)を対象とする事務事業			レ		
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業	レ	レ		+1	
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業			レ		
9) 中立性,公平性を特に要求される事務事業	レ	レ		+1	
10)外部委託より住民自治の高揚が図れる事務事業			レ		
11)他都市等において外部委託の事例がある	レ	レ		-1	
12)類似事務事業の全部(又は一部)を外部委託した実績がある	レ	レ		-1	
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ		
専門性・特殊性		はい	いいえ		
1) 行政上の専門な職が要求される事務事業			レ		
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ		
3) 行政が内部に留保すべき専門知識,特殊技能に基づく事務事業			レ		
4) 京都市職員の人材育成,政策形成能力の向上につながる事務事業			レ		
5) 民間におけるノウハウ, 朝野、職, 技術等が要求される事務事業	レ	レ			-1
6) 恒常的に必要とされない専門知識,技術等が要求される事務事業	レ	レ			-1
7)マニュアル等により定型化可能な事務事業			レ		
8) 市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ		-1	-1
9) 定型的業務による事務事業			レ		
10) 労力提供による事務事業	レ	レ		-1	-1
11)経済性・効率性が把握出来ていない事務事業			レ		
12)外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業	レ	レ		-1	-1
13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業			レ		
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ		

京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	-2	-3
行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-4	-5
実施主体の妥当性総合評価		日常的・一般的専門性

産業観光局 所管局等 商工部商業振興課 所管課等 事務事業概要 事業費 (H12年当初予算) 所要人数 事務事業名 (H12年度想定 継続年数 (平成12<u>年4月1日時点)</u> 33,807 千円 公設小売市場 2.0)5年目未満 事務事業実施目的)5年以上 公設小売市場の施設の保持及び適正な運営の確保 10年目未満)10年以上 15年目未満)15年目以上 事務事業概要 公設小売市場の建物及び設備の維持管理,保守点検

市場敷地の借受料に係る賃貸借締結,支出事務等

出店者に対する経営指導等

京都市公設市場協同組合連合会が主催する「公設市場まつり」に対する補助金交付等

事務事業実施の依拠となる法令・施策等

京都市公設小売市場条例

京都市公設小売市場条例施行規則 京都市産業振興事業補助金交付要綱 京都市公設市場自治管理補助金交付要綱

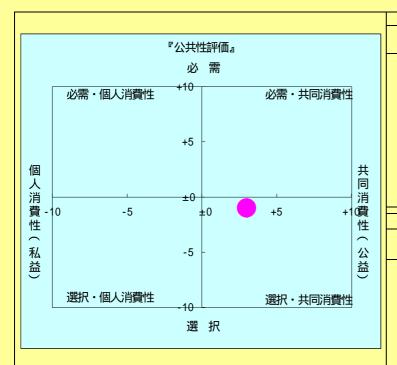
関連する事務事業等の名称,及び担当部局名

公設小売市場営繕 商業振興課

事業	費推移	H10年	H11年	H 1 2 年予算
	一般財源	102.296	111 021	125 621
		103,286	111,021	125,631
車	国 , 府支出金 	9		
事業費	受益者負担分 FF	9 -141,178	-137,926	-153,325
賀	その他	- 141,170	-137,920	- 100,020
	- T P	-6,055	-6,113	-6,113
	小計	-43,947	-33,018	-33,807
人	所要人数 り	3.0	3.0	2.0
件費	人件費 千F (× 9,520千円)	28,560	28,560	19,040
	合計 千	-15,387	-4,458	-14,767

小出社資価

· 4/\14			
項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+3	+3
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	-1	-1
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	選択・共同消費性	選択·共同消費性



別紙「ワークシート」に基づく

公共性評価結果

1次評価 2次評価

1次評価結果 共同消費性が高くかつ選択的なサービス 第 4 象限 のエリア

より多くの人たちが利益を受けるが, 欠かせられないか どうかはサービスを提供する人、される人の間で考える ことができるようなサービスが含まれる。

(例・・・美術館,博物館,音楽ホールなどのような公的 施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合)

必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に 受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービス を提供しなければならないとすれば,一定の論拠を明示 しなければならないし、その実際の関与も最低限にとど めるべきである。公益ではあるが, 受益者負担を当然に 考えるべきでもある。

2次評価結果 共同消費性が高くかつ選択的なサービス のエリア

より多くの人たちが利益を受けるが, 欠かせられないか どうかはサービスを提供する人、される人の間で考える ことができるようなサービスが含まれる。

第 4 象限

(例・・・美術館,博物館,音楽ホールなどのような公的 施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合)

必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に 受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービス を提供しなければならないとすれば、一定の論拠を明示 しなければならないし、その実際の関与も最低限にとど めるべきである。公益ではあるが, 受益者負担を当然に 考えるべきでもある。

事務事業名 公設小売市場

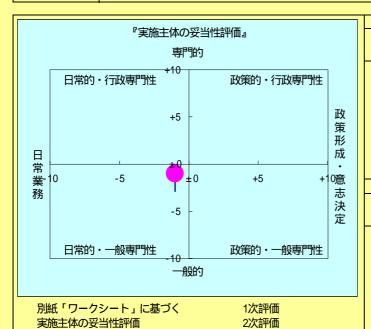
行政関与・受益者負担の妥当性評価

	<u> 411 </u>				
項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	-6	-6	受益者負担の妥当性	+2	+2

. 実施主体の妥当性

松仝郭価

· / WOLL 1 4 / 1 1			
項 目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-1	-1
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-2	-1
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性



1次評価結果 日常業務の度合いが高く,一般的なノウ ハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

2次評価結果

第 3 象限 日常業務の度合いが高く,一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

. 総古計Щ		1 八市	ТІЩ	2 八計画		
		共同消費性	+3		+3	「今後の方向」の項目説明
	公共性評価 基礎性 公共性評価結果 公共性評価結果		-1		-1	A:現状維持
			第 4	象限	第 4 象限	B : 充実
			選択・共同	消費性	選択・共同消費性	C:縮小
	行政関与の妥当性		-6		-6	D : 休止
	受益者負担の妥当性		+2		+2	E:廃止
		政策性・戦略性	-1		-1	F:外部委託
	実施主体の妥当性	専門性	-2		-1	G:民営化
		実施主体の妥当性	第 3	象限	第 3 象限	H: 受益者負担の見直し
		評価結果	日常的・一般	的専門性	日常的・一般的専門性	O: その他
	今後の方向性		G		G	
1次評価と2次評	公 共性 行 万 政関 与			の向上に	寄与するモデル的な小	必需品の安定供給を図り,市民の消費生活売市場としての役割を果たしてきたが,商多様化に伴い,民営化に向けた具体策を検
評価の主な相違点	受益者 負担 概ね同じ評価で			生産物の ないかと また,「 を市民が おいても	流通が多様化されてい 思われ,「行政関与の 公共性評価」で,「選 選択する分野であると	事務局のコメント(第2次評価) ることからも、行政の役割も終えたのでは 妥当性」が - 6と低くくなったと考える。 択・共同消費性」となり、サービスの提供 言える。さらに、「実施主体の妥当性」に 門性」となり、民間における経営努力で採 すべきと思われる。

1次評価

2次評価

ワークシート(2次評価) 所管局等 産業観光局 所管課等 商工部商業振興課 1 使用する: 1 使用しない: 0 公設小売市場 事務事業名 1.公共性評価 1次評価 2次評価 判定 市民全体に提供されるサービス いいえ はい 公益 必需 1) 誰でもそのサービスを受けることができる レ レ +1 2) 特定の個人又は集団を,そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能 レ +1 3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない レ +1 4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ レ 5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる レ 6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス レ -1 -1 7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス レ 8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する レ レ +1 +1 9) 市民の大部分が必要とするサービス レ 10) 市民の大部分が利用するサービス レ 11) ニーズや実施意義が希薄化している レ レ -1 -1 12) サービス提供の対象者,利用者が減少している レ 市民生活安定のためのサービス はい いいえ 1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス レ 2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス レ 3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス +1 4) 安定供給を確保する必要があるサービス +1 5) 将来を考慮した投資的取り組み レ 6) 市民の権利保護に係わるサービス レ 7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス レ 8) 社会保障を目的とするサービス レ 9) 所得の再配分を目的とするサービス レ 10) 市場の不確実性等,民間投資の阻害要因の存在するもの 11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス 12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス 共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価 +3 +5 基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価 -1 -2 -3 共同消費性と基礎性による公共性判定 選択・共同消費性 2. 行政関与の妥当性 1次評価 2次評価 京都市の独自性による関与の妥当性 はい はい いいえ 1) 京都市の独自性を高めるための事務事業 レ 2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業 レ 3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業 レ 外部要因による関与の妥当性 はい いいえ 1) 法律・法令等により関与が定められている レ 2) 本市条例により関与が定められている レ レ +1 3) 上位団体の通達等により関与が定められている レ 4) 行政による早急な対応が必要とされる レ 5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる レ 6) 民間に類似サービスの提供者が存在する レ 1 7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある レ -1 8) 民間類似サービスと競合する レ レ -1

はい

レ

V

V

レ

レ

レ

レ

-6

いいえ

レ

-6

-1

-1

-1

-1

-7

+1

実施が果に基づく関与の妥当性

行政関与の妥当性評価

1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する

2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する

4) 当該サービスが当初の目標を達成し,実施効果が希薄化している

5) 法律, 通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している

3) 当該サービスが他のサービスと代替え可能である

事務事業名	公設小売	市場				
3 . 受益者負担の妥当性	はい	はい	いいえ	2	判定	
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	L L	IdVI	V 10 1/L	F	+1	
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ		- ' '	
3) 受益者負担による抑制的果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの			با			
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる			レ			
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	V	レ			+1	
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス	-	-	₽ 		- ' '	
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ			
受益者負担の妥当性評価	+2	+	-2		+2	
4.実施主体の妥当性	1次評価	<u>2</u> 次	評価		判	定
政策・戦略形成	はい	はい	いいえ		政策	専門
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ			
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ			
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ			
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業			レ			
5) 京都市行政の改革, 効率化に係わる事務事業			レ			
6) 国,他都市,行政機関(京都市役所内を除く)を対象とする事務事業			レ			
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業			レ			
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業			レ			
9) 中立性,公平性を特に要求される事務事業			レ			
10)外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ			
11) 他都市等において外部委託の事例がある			レ			
12) 類似事務事業の全部(又は一部)を外部委託した実績がある			レ			
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ			
専門性・特殊性		はい	いいえ			
1) 行政上の専門知識が要求される事務事業			レ			
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ			
3) 行政が内部に留保すべき専門な職,特殊技能に基づく事務事業			レ			
4) 京都市職員の人材育成,政策形成能力の向上につながる事務事業			レ			
5) 民間におけるノウハウ,朝野な職,技術等が要求される事務事業			レ			
6) 恒常的に必要とされない専門知識,技術等が要求される事務事業			レ			
7) マニュアル等により定型化可能な事務事業			レ			
8) 市民を直接がに対象とする事務事業	レ	レ			-1	-1
9) 定型的業務による事務事業			レ			
10) 労力提供による事務事業			レ			
11)経済性・効率性が把握出来ていない事務事業	レ		レ			
12) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業			レ			
13)外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業			レ			
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ	. L		
京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	-1	_	1			
ケスカー・シース 東田が中華・井本社会に係って 帝令()	2		4		4	4

行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い

実施主体の妥当性総合評価

保健福祉局 所管局等 所管課等 長寿福祉課 事務事業概要 事業費 (H12年当初予算) 所要人数 事務事業名 (H12年度想定 継続年数 市バス・地下鉄敬老乗車証交付事業(民営 (平成12<u>年4月1日時点)</u> 4,664,469 千円 5.0 バス敬老乗車証交付事業を含む。)5年目未満 事務事業実施目的)5年以上 敬老の意を表するとともに様々な社会活動に参加し、生きがいを高めていただく。 10年目未満)10年以上 15年目未満)15年目以上

事務事業概要

市内に居住する70歳以上の高齢者で住民基本台帳に記載されている者及び外国人登録原票に登載されている者に対し、市バス・地下 鉄敬老乗車証又は民営バス敬老乗車証を交付する。

事務事業実施の依拠となる法令・施策等

市バス・地下鉄敬老乗車証交付要綱,民営バス敬老乗車証交付要綱,山科・醍醐等地域(岩倉・大原等地域)敬老・福祉乗車証制度に関する協定書

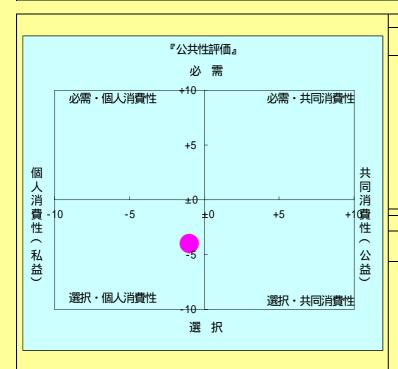
関連する事務事業等の名称,及び担当部局名

- ・山科・醍醐等地域及び岩倉・大原等地域敬老・福祉乗車証交付事業
- ・民営バス敬老乗車証交付事業
- ・敬老乗車証更新業務

事業	費推移		H10年	H11年	H 1 2 年予算
	一般財源	円	4,401,384	4,409,474	4,664,469
事	国,府支出金				
事業費	受益者負担分 千	円			
,	その他	円			
	小計		4,401,384	4,409,474	4,664,469
人件	所要人数	人	5.0	2.2	5.0
費	人件費 千 (× 9,520千円		47,981	21,325	47,981
	合計 千	円	4,449,365	4,430,799	4,712,450

公共性評価

· 4/\14			
項 目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	-1	-1
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	-4	-4
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	選択・個人消費性	選択・個人消費性



別紙「ワークシート」に基づく

公共性評価結果

1次評価 2次評価 1 次評価結果第 3 象限個人消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア

個人的な利益に関わるが,格別欠かせられないということではないサービスが該当する。

(例・・・各々の個人のキャリア育成に寄与するような 社会人教育,趣味娯楽の個人的な関心などに関連した サービスが含まれる。)

基本的に行政がさほど責任を持たなくてよい領域といえる。ただ、サービス供給のシステムが立ち遅れている分野で、地域的に、あるいは、世代的に、公平平等に利得を享受できない場合は、公平平等の観点から、行政の守備範囲とすることもやむを得ない場合もある。

2 次評価結果第 3 象限個人消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア

個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが該当する。

(例・・・各々の個人のキャリア育成に寄与するような 社会人教育,趣味娯楽の個人的な関心などに関連した サービスが含まれる。)

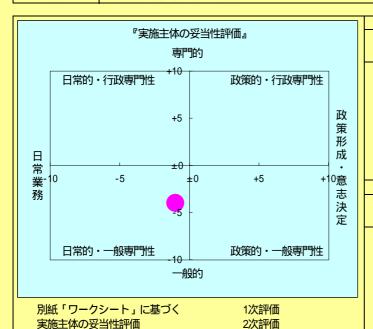
基本的に行政がさほど責任を持たなくてよい領域といえる。ただ、サービス供給のシステムが立ち遅れている分野で、地域的に、あるいは、世代的に、公平平等に利得を享受できない場合は、公平平等の観点から、行政の守備範囲とすることもやむを得ない場合もある。

行政関与・受益者負担の妥当性証価

· 1]以沃一· 又血自身220女二江市III									
	項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点			
	行政関与の妥当性	+2	+1	受益者負担の妥当性	+4	+5			

, 実施主体の妥当性

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性 京都市における政策・戦略形式に係わる度合い		-1	-1
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-4	-4
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性



日常業務の度合いが高く,一般的なノウ 第 3 象限 ハウが必要なエリア 日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。

1次評価結果

業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

2次評価結果 日常業務の度合いが高く,一般的なノウ 第 3 象限 ハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

. 総合評価		1次評価	2次評価
	共同消費性	-1	-1
公共性評価	基礎性	-4	-4
	公共性評価結果	第 3 象限	第 3 象限
		選択・個人消費性	選択・個人消費性
行政関与の妥当性		+2	+1
受益者負担の妥当性	受益者負担の妥当性		+5
	政策性・戦略性	-1	-1
実施主体の妥当性	専門性	-4	-4
	実施主体の妥当性	第 3 象限	第 3 象限
	評価結果	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性
今後の方向性		Н	Н

「今後の方向」の項目説明

A:現状維持

B: 充実

C:縮小

D: 休止

E:廃止 F:外部委託

実施主体の妥当性		主体の妥当性	専門性	-4	-4	G:民営化		
			実施主体の妥当性	第 3 象限	第 3 象限	H:受益者負担の見直し		
			評価結果	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性	O: その他		
	今後	色の方向性		Н	Н			
1次評価と2次	<mark>評価 </mark>			本制度は ることから においては 欲を持つこと 代の負担増 えるにあた	上記に基づく所管局等のコメント(第1次評価) 本制度は高齢者の生きが、いの高揚と社会参加の促進に重要な役割を果たしている事業であることから、行政がサービスを提供する意義は大きいと考える。平成12年度版の厚生白書においては、高齢者を社会的弱者と捉えず、「長年、知識・経験を培い、豊かな能力と意欲を持つ者」という新しい高齢者像を構築していくことが21世紀を豊かで活力ある社会にすることにつながると考えており、自立した高齢者の多様な生き方の選択や、高齢者世代の負担臂を含めた全世代の支え合いの必要性を打ちだしている。21世紀の長寿社会を迎えるにあたってのこれらの考え方を踏まえ、本制度についても、サービスを必要と考える市民が選択する、あるいはある程度の受益者負担を求めていく等の方向性も考えられる。			
評価の主な相	受益者負担	HE I			価と同様に , 本制度は ものの , 今後の財政負 が高いと評価) やある	事務局のコメント(第2次評価) 長寿社会の到来等から意義があるものと考 担の増大等から,選択性(「公共性評価」 程度の受益者負担(「受益者負担の妥当性 と等を検討する必要があると思われる。		
位違点	実施主体	同じ評価である。		LMIT	, 5 , 23.65 CV (C.	EG CIANT		

所管局等 保健福祉局 所管課等 長寿福祉課 1 使用する: 1 使用しない: 0 市バス・地下鉄敬老乗車証交付事業(民営バ 事務事業名 ス敬老乗車証交付事業を含む。 1.公共性評価 1次評価 2次評価 市民全体に提供されるサービス いいえ 公益 必需 はい はい 1) 誰でもそのサービスを受けることができる レ 2) 特定の個人又は集団を,そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能 レ 3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない +1 4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ レ 5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる レ 6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス レ -1 7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス -1 -1 8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する レ 9) 市民の大部分が必要とするサービス 10) 市民の大部分が利用するサービス 11) ニーズや実施意義が希薄化している レ 12) サービス提供の対象者,利用者が減少している レ 市民生活安定のためのサービス はい いいえ 1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス レ 2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス レ 3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス レ レ +1 4) 安定供給を確保する必要があるサービス 5) 将来を考慮した投資的取り組み レ 6) 市民の権利保護に係わるサービス レ 7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス レ 8) 社会保障を目的とするサービス レ 9) 所得の再配分を目的とするサービス レ 10) 市場の不確実性等,民間投資の阻害要因の存在するもの 11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス 12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス 共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価 +2 基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価 -4 -3 -4 -4 共同消費性と基礎性による公共性判定 選択・個人消費性 2. 行政関与の妥当性 1次評価 2次評価 京都市の独自性による関与の妥当性 はい 判定 はい しいえ 1) 京都市の独自性を高めるための事務事業 2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業 レ レ +1 3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業 レ 外部要因による関与の妥当性 はい いいえ 1) 法律・法令等により関与が定められている レ 2) 本市条例により関与が定められている レ 3) 上位団体の通達等により関与が定められている レ 4) 行政による早急な対応が必要とされる レ 5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる レ 6) 民間に類似サービスの提供者が存在する レ 7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある レ 8) 民間類似サービスと競合する レ 実施が果に基づく関与の妥当性 いいえ 1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する 2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する 3) 当該サービスが他のサービスと代替え可能である レ 4) 当該サービスが当初の目標を達成し,実施効果が希薄化している レ 5) 法律, 通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している レ 行政関与の妥当性評価 +2 +1 +1

ワークシート(2次評価)

市バス・地下鉄敬老乗車証交付事業(民営バ 事務事業名 ス敬老乗車証交付事業を含む。 3 . 受益者負担の妥当性 はい はい いいえ 判定 1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する レ レ +1 2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス レ +1 3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの レ レ +1 4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる レ 5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス レ レ +1 6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス レ レ +1

レ

日常的・一般的専門性

+4

7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス

実施主体の妥当性総合評価

受益者負担の妥当性評価

	受益者負担の妥当性評価	+4	+	· <u>5</u>	l L	+5	
4	*************************************	/_\T	0.15	.÷/7F	1 Г	Male	<u> </u>
4	. 実施主体の妥当性	1次評価		評価	-	判	
	政策·戦略形成	はい	はい	いいえ	-	政策	専門
	1)京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	2)京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ			
	3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ			
	4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業			レ			
	5)京都市行政の改革,効率化に係わる事務事業			レ			
	6) 国,他都市,行政機関(京都市役所内を除く)を対象とする事務事業			レ			
	7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業			レ			
	8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業	レ	レ			+1	
	9) 中立性,公平性を特に要求される事務事業	レ	レ			+1	
	10)外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ			
	11)他都市等において外部委託の事例がある			レ			
	12)類似事務事業の全部(又は一部)を外部委託した実績がある			レ			
	13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ			
	専門性・特殊性		はい	いいえ			
	1) 行政上の専門に職が要求される事務事業			レ			
	2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ			
	3) 行政が内部に留保すべき朝門に職,特殊技能に基づく事務事業			レ			
	4) 京都市職員の人材育成,政策形成能力の向上につながる事務事業			レ			
	5) 民間におけるノウハウ,朝門、、技術等が要求される事務事業			レ			
	6) 恒常的に必要とされない専門知識,技術等が要求される事務事業			レ			
	7) マニュアル等により定型化可能な事務事業	レ	レ			-1	-1
	8) 市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ			-1	-1
	9) 定型的業務による事務事業	レ	レ			-1	-1
	10) 労力提供による事務事業			レ			
	11)経済性・効率性が把握出来ていない事務事業	レ	レ				-1
	12)外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業			レ			
	13)外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業			レ			
	14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ			
	京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	-1	-	1		+2	
	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-4	-	4		-3	-4

都市計画局 所管局等 住宅部住宅建設課・住宅管理課 所管課等 事務事業概要 所要人数 事務事業名 事業費 (H12年当初予算) (H12年度想定 継続年数 (平成12年4月1日時点) 公営住宅駐車場の設置及び管理)5年目未満 千円 事務事業実施目的)5年以上 公営住宅入居者の利便の向上並びに住環境の維持及び増進のため 10年目未満)10年以上 15年目未満)15年目以上 事務事業概要

公営住宅入居者のための駐車場の設置及び管理運営

事務事業実施の依拠となる法令・施策等

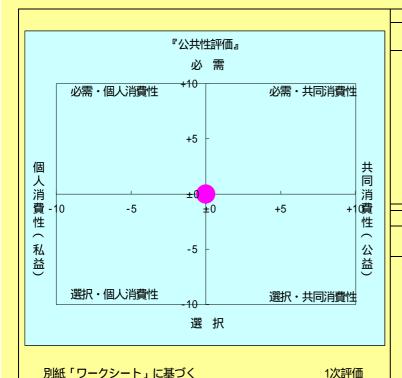
地方自治法第225条 京都市市営住宅条例 関連する事務事業等の名称,及び担当部局名

事業	費推移	H10年	H11年	H 1 2 年予算
	一般財源			
	千円			
	国,府支出金			
車	千円			
事業費	受益者負担分			
書	千円			
	その他			
	千円			
	小計			
1	所要人数			
人件費	人			
一进	人件費 千円			
貝	(× 9,520千円)			
	<u> </u>			
	合計 刊			

. 公共性評価

公共性評価結果

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	±0	±0
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	±0	±0
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	選択・個人消費性	選択・個人消費性



1次評価結果

個人消費性が高くかつ選択的なサービス 第 3 象限 のエリア

個人的な利益に関わるが,格別欠かせられないというこ とではないサービスが該当する。

(例・・・各々の個人のキャリア育成に寄与するような 社会人教育,趣味娯楽の個人的な関心などに関連した サービスが含まれる。)

基本的に行政がさほど責任を持たなくてよい領域といえ る。ただ,サービス供給のシステムが立ち遅れている分 野で,地域的に,あるいは,世代的に,公平平等に利得 を享受できない場合は,公平平等の観点から,行政の守 備範囲とすることもやむを得ない場合もある。

2次評価結果 個人消費性が高くかつ選択的なサービス 第 3 象限 のエリア

個人的な利益に関わるが,格別欠かせられないというこ とではないサービスが該当する。

(例・・・各々の個人のキャリア育成に寄与するような 社会人教育,趣味娯楽の個人的な関心などに関連した サービスが含まれる。)

基本的に行政がさほど責任を持たなくてよい領域といえ る。ただ、サービス供給のシステムが立ち遅れている分 野で,地域的に,あるいは,世代的に,公平平等に利得 を享受できない場合は,公平平等の観点から,行政の守 備範囲とすることもやむを得ない場合もある。

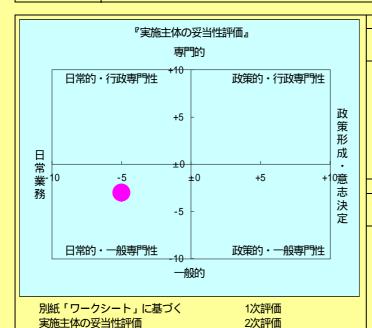
2次評価

行政関与・受益者負担の妥当性評価

• 门以为一、又血自身注义又自注印间									
項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点				
行政関与の妥当性	+2	+2	受益者負担の妥当性	+4	+4				

. 実施主体の妥当性

· /WOIL 1 - 4 / - 1 - 1			
項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-5	-5
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-3	-3
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性



1次評価結果 日常業務の度合いが高く,一般的なノウ ハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

2次評価結果

第 3 象限 日常業務の度合いが高く,一般的なノウ ハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

. 総合評価		1 次訊	価	2次評価	
共同消費性		±0		±0	
公共性評価基础	礎性	±()	±0	
公	共性評価結果	第 3	象限	第 3 象限	
		選択・個人	消費性	選択・個人消費性	
行政関与の妥当性		+2		+2	
受益者負担の妥当性		+4		+4	
政	策性・戦略性	-5		-5	
実施主体の妥当性専門	門性	-3		-3	
実	施主体の妥当性	第 3	象限	第 3 象限	
評	価結果	日常的・一般	的専門性	日常的・一般的専門性	
今後の方向性		F,	Н	F,H	
同じ評価である。				基づく所管局等のコメ 性評価」及び「行政関与	

「今後の方向」の項目説明

A:現状維持

B:充実

C:縮小 D:休止

E:廃止

F:外部委託

G: 民営化

				実施主体の妥当性 評価結果	第 3		第 3		H : 受益者負担の見直し O : その他
今後の方向性		日常的・一般 F		日常的·一般 F _,		O. 2001E			
	1 次評	公共性	同じ評価である。			「公共! 車場を設 として使	生評価」及び 置することに	「行政関与 必要であ! 「ること ,	ソト(第1次評価) 5の妥当性」から公営住宅に入居者用の駐 フ,「受益者負担の妥当性」から有料施設 「実施主体の妥当性」から管理運営を外部
	計価と2次評	行政関与	同じ評価である。			- 2 1 1 7 2	CC/J X 3 (. W & C 3/	
	価の主な	受益者負担	同じ評価である。		京都新世紀市政改革推進本部事務局のコメント(第2次評 公共性評価で,公益性,必需性とも±0でボーダーライン 関与の妥当性で+2となった。公営住宅に附属するものであ 行政が関与する必要があることから,評価可以ものであると考				生とも ± 0 でボーダーラインとなり , 行政 公営住宅に附属するものであることから ,
	相違点	茂 施 主			設として 実施主	負担を求める 体の妥当性に 場として管理	ることに妥当 こおいては	・	

ワークシート (2次評価)

1 使用する: 1 使用しない: 0

所管局等	都市計画局
所管課等	住宅部住宅建設課・住宅管理課
事務事業名	公営住宅駐車場の設置及び管理

事務事	名 公宫任毛	駐甲場()	没直及ひ官	埋	
公共性評価	1次評価	1次評価 2次評価			 定
市民全体に提供されるサービス	はい	はい	いいえ	公益	必需
1)誰でもそのサービスを受けることができる			V		
2) 特定の個人又は集団を,そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能			レ		
3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない			レ		
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間強かな恩恵・受益が及ぶ	V	レ		+1	
5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる	V	レ		-1	-1
6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	ν -	レ		-1	_1
7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス	V	レ		-1	_,
8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する	V	レ		+1	+′
9) 市民の大部分が必要とするサービス			V		т
10)市民の大部分が利用するサービス			V		
11) ニーズや実施意義が希薄化している			V		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
12)サービス提供の対象者、利用者が減少している					
市民生活安定のためのサービス		はい	いいえ		
1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス	レ	レ			+
2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス	レ	レ		+1	-
3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス	レ	レ		+1	-
4) 安定供給を確保する必要があるサービス	L L	レ			+
5)将来を考慮した投資的取り組み	レ	レ		+1	-
6) 市民の権利保護に係わるサービス	レ	レ		+1	+
7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス	レ	レ		-1	+
8) 社会保障を目的とするサービス	レ	レ		-1	+
9) 所得の再配分を目的とするサービス			レ		
10) 市場の不確実性等,民間投資の阻害要因の存在するもの	レ	レ			+
11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ		
12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス	レ	レ		-1	-
共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	±0		±0	+6	+
基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価	±0		±0	-6	-
共同消費性と基礎性による公共性判定			<u>+ 0</u> 人消費性	±0	±
ハコロミはことをはにいるなどに対し		进机,原	八月夏江		
政関与の妥当性	1次評価				
京都市の独自性による関与の妥当性	はい	はい	いいえ	判	
1) 京都市の独自性を高めるための事務事業	lav i	ISV I	ν ιν ιχ. 		Æ
2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業	レ	レ		. 1	
3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業	V	レ		+1	
·		-	=	+1	
外部要因による関与の妥当性		はい	いいえ		
1) 法律・法令等により関与が定められている			L L		
2) 本市条例により関与が定められている	レ	レ		+1	
3) 上位団体の通達等により関与が定められている			レ		
4)行政による早急な対応が必要とされる	レ	レ		+1	
5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる	レ	レ		+1	
6) 民間に類似サービスの提供者が存在する	レ	レ			-
7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある	レ	レ			-
8) 民間類似サービスと競合する	レ	レ			-
実施が果に基づく関与の妥当性		はい	いいえ		
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する			レ		
2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する			レ		
3) 当該サービスが他のサービスと代替え可能である			レ		
4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している			レ		
5) 法律, 通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している			レ		
行政問上の妥当性領海			2		
行政関与の妥当性評価	+2	+	-2	+5	-:

事務事	業名	公営住宅駐車場の設置及び管理					
3 . 受益者負担の妥当性		はい	はい	いいえ	ľ	判定	
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する		レ	レ	0.0.72	-	+1	
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス				レ			
3) 受益者負担による抑制的果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの				レ			
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる		レ	レ			+1	
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス		レ	レ			+1	
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス		レ	レ			+1	
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス				レ			
受益者負担の妥当性評価		+4	4	4	, .] [+4	
人皿日六二·7人二·141·16				-	J L		
4.実施主体の妥当性		1次評価			[判	定
政策・戦略形成		はい	はい	いいえ		政策	専門
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業				レ			
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業				レ			
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業		レ	レ			+1	+1
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業				レ			
5) 京都市行政の改革, 効率化に係わる事務事業		レ	レ			+1	+1
6) 国,他都市,行政機関(京都市役所内を除く)を対象とする事務事業				レ			
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業				レ			
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業				レ			
9) 中立性,公平性を特に要求される事務事業		レ	レ			+1	
10)外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業		レ	レ			-1	
11)他都市等において外部委託の事例がある		レ	レ			-1	
12)類似事務事業の全部(又は一部)を外部委託した実績がある		レ	レ			-1	
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている				レ			
専門性・特殊性			はい	いいえ			
1) 行政上の専門知識が要求される事務事業				レ			
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である				レ			
3) 行政が内部に留保すべき専門知識 , 特殊技能に基づく事務事業				レ			
4) 京都市職員の人材育成,政策形成能力の向上につながる事務事業				レ			
5) 民間におけるノウハウ, 朝野い職, 技術等が要求される事務事業				レ			
6) 恒常的に必要とされない専門知識,技術等が要求される事務事業				レ			
7)マニュアル等により定型化可能な事務事業		レ	レ			-1	-1
8) 市民を直接的に対象とする事務事業		レ	レ			-1	-1
9) 定型的業務による事務事業		レ	レ			-1	-1
10) 労力提供による事務事業				レ			
11)経済性・効率性が把握出来ていない事務事業				レ			
12)外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業		レ	レ			-1	-1
13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業		レ	レ			-1	-1
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業				レ			

京都市における政策・戦略形成に係わる度合い

実施主体の妥当性総合評価

行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い

+3

-8

-5

-3

-5

-3

日常的・一般的専門性

+2

所管局等 建設局 所管課等 水と緑環境部緑地管理課 事務事業概要 事務事業名 事業費 (H12年当初予算) 所要人数 継続年数 (H12年度想定 (平成12年4月1日時点) 64,851 千円 大宮交通公園管理運営 0.1)5年目未満 事務事業実施目的)5年以上 子供や高齢者に、楽しみながら交通に関する知識や正しい交通ルールを身に付けてもらうことにより、交 10年目未満 通安全対策の推進に資する。)10年以上 15年目未満 (レ)15年目以上

事務事業概要

児童・高齢者を対象に , 無償で交通教室を開催して交通安全指導を行っており , 交通ルールを自然に身に付けてもらうためにゴーカートを利用している。

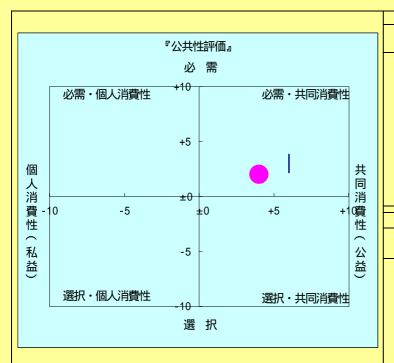
京都市大宮交通公園条例
関連する事務事業等の名称、及び担当部局名

事務事業実施の依拠となる法令・施策等

事業	費推移		H10年	H11年	H 1 2 年予算
	一般財源		40.000	74.470	44.054
		千円	49,860	74,479	44,351
車	国,府支出金	千円			
事業費	受益者負担分	千円	11,966	12,053	20,500
貝	その他	千円	11,000	12,000	20,000
	小計		61,826	86,532	64,851
人件費	所要人数	人	0.1	0.1	0.1
費	人件費 (x 9,520千	千円 円)	952	952	952
	合計	千円	62,778	87,484	65,803

公共性評価

· ᠘/\ ᠘ 			
項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+6	+4
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	+3	+2
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	必需・共同消費性	必需・共同消費性



別紙「ワークシート」に基づく 公共性評価結果 1次評価 2次評価

1次評価結果 第 1 象限 共同消費性が高く必需のエリア

より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる。

(例・・・上下水道,保健衛生,清掃事業など) より多くの人たちが,それがないと日々の生活における 質が維持できない,それを最低限保障しなければならな いエリアである。しかし,他方,多数の人たちに大量の 資源が動員され,しかも,その設備投資などに経費が多 く費やされるので,コストに関する議論は欠かせられな いエリアである。

2 次評価結果 第 1 象限 共同消費性が高く必需のエリア

より多くの人たちが利益を受け, しかも日常欠かせられないサービスが含まれる。

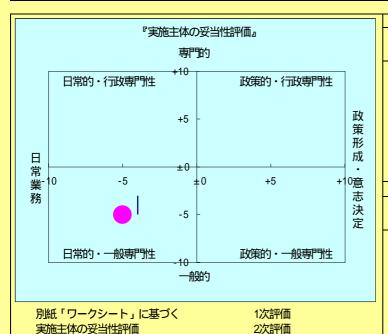
(例・・・上下水道,保健衛生,清掃事業など)より多くの人たちが,それがないと日々の生活における質が維持できない,それを最低限保障しなければならないエリアである。しかし,他方,多数の人たちに大量の資源が動員され,しかも,その設備投資などに経費が多く費やされるので,コストに関する議論は欠かせられないエリアである。

行政関与・受益者負担の妥当性評価

・「「以送与・文金百貝担い女子」」	ПЩ				
項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	+2	+2	受益者負担の妥当性	+1	+1

. 実施主体の妥当性

7 400-11 17 74-11			
項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦闘が式に係わる度合い	-4	-5
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-4	-5
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性



1次評価結果

第 3 象限

日常業務の度合いが高く,一般的なノウハ ウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力の 活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保や行政 責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の民間委託化 等を検討すべきエリアである。

2次評価結果

第 3 象限

日常業務の度合いが高く,一般的なノウハ ウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力の 活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保や行政 責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の民間委託化 等を検討すべきエリアである。

. 総合評価		1次評価	2次評価	
	共同消費性	+6	+4	
公共性評価	基礎性	+3	+2	
	公共性評価結果	第 1 象限	第 1 象限	
		必需・共同消費性	必需・共同消費性	
行政関与の妥当性		+2	+2	
受益者負担の妥当性		+1	+1	
	政策性・戦略性	-4	-5	
実施主体の妥当性	朝性	-4	-5	
	実施主体の妥当性	第 3 象限	第 3 象限	
評価結果		日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性	
今後の方向性		Α	Α	

「今後の方向」の項目説明

A:現状維持

B: 充実

C:縮小

D : 休止

E:廃止

F:外部委託

G: 民営化

			工件の女子に	게 기エ		9		
				実施主体の妥当性	第 3 1	象限	第 3 象限	H:受益者負担の見直し
		評価結果		日常的・一般	的専門性	日常的・一般的専門性	O: その他	
	今後の方向性		Α		А			
	1次評価と2次評	公共性 行政関与	概ね同じ評価である			交通公 あり,こ どの府県 ること, 公園の機 理運営を	れは今日の自動車社会 が複数の交通公園を有 さらには利用者数もほ 能を廃すことはできな	ント(第1次評価) 等に交通知識及び交通道徳を体得させることににおいても普遍的な使命である。また、ほとんする中、当公園は京都府内唯一の交通公園であま横ばいで推移していることから、安易に交通い、よって、交通公園の機能を残存しつつ、管京都市駐車場公社との連携を図りながら、運営
	価の主な	受益者負担	同じ評価である		「公共 また , 「 える。し	性評価」で「必需・共 行政関与の妥当性評価	事務局のコメント(第2次評価) 司消費性」となり、公共性及び必需性が高く、 」も+2で、設置目的に照らし妥当であると考 あたっては、本市の厳し、財政状況等から運営 行うべきと思われる。	
相違無無には、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな				である。		なお , 程度使用 「日常的	「受益者負担の妥当性 料を徴収していること	河が、ところがる。 評価」が + 1であったことは , 現行どおり一定 が妥当であり , 又「実施主体の妥当性評価」で ことは本公園管理運営を外部委託していること

ワークシート(2次評価) 所管局等 建設局 水と緑環境部緑地管理課 所管課等 1 使用する: 1 使用しない: 0 大宮交通公園管理運営 事務事業名 1.公共性評価 1次評価 2次評価 判定 市民全体に提供されるサービス いいえ はい はい 公益 必需 1) 誰でもそのサービスを受けることができる レ レ +1 2) 特定の個人又は集団を,そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能 レ +1 3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない レ +1 4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ レ +1 5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる レ 6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス レ 7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス レ 8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する レ レ +1 +1 9) 市民の大部分が必要とするサービス 10) 市民の大部分が利用するサービス レ 11) ニーズや実施意義が希薄化している レ 12) サービス提供の対象者,利用者が減少している レ 市民生活安定のためのサービス はい いいえ 1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス レ 2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス レ レ 3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス レ 4) 安定供給を確保する必要があるサービス 5) 将来を考慮した投資的取り組み レ 6) 市民の権利保護に係わるサービス レ 7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス レ -1 +1 8) 社会保障を目的とするサービス レ 9) 所得の再配分を目的とするサービス レ 10) 市場の不確実性等,民間投資の阻害要因の存在するもの 11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス 12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス 共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価 +6 +5 +2 基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価 +3 - 1 +2 共同消費性と基礎性による公共性判定 +4 +2 必需・共同消費性 2. 行政関与の妥当性 1次評価 京都市の独自性による関与の妥当性 はい 判定 はい いいえ 1) 京都市の独自性を高めるための事務事業 レ 2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業 レ 3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業 レ 外部要因による関与の妥当性 いいえ はい 1) 法律・法令等により関与が定められている レ 2) 本市条例により関与が定められている レ レ +1 3) 上位団体の通達等により関与が定められている 4) 行政による早急な対応が必要とされる レ 5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる レ 6) 民間に類似サービスの提供者が存在する レ 7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある レ 8) 民間類似サービスと競合する レ 実施が果に基づく関与の妥当性 いいえ 1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する 2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する 3) 当該サービスが他のサービスと代替え可能である レ 4) 当該サービスが当初の目標を達成し,実施効果が希薄化している レ 5) 法律, 通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している レ

+2

+2

+2

行政関与の妥当性評価

	事務事業名	大宮交通	大宮交通公園管理運営				
3.	受益者負担の妥当性	はい	はい	いいえ		判定	
Ė	1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	レ	レ	0.0.72		+1	
	2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ			
	3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの			レ			
	4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる			レ	•		
	5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス			レ			
	6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス			レ			
	7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ			
	受益者負担の妥当性評価	+1	-	-1		+1	
4 .	実施主体の妥当性	1次評価				判	定
<u> i</u>	対策・戦略形成	はい	はい	いいえ		政策	専門
	1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ			
	2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ			
	3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ			
	4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業			レ			
	5) 京都市行政の改革,効率化に係わる事務事業			レ			
	6) 国,他都市,行政機関(京都市役所内を除く)を対象とする事務事業			レ			
	7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業			レ			
	8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業			レ			
	9) 中立性,公平性を特に要求される事務事業			レ			
1	0) 外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ			
1	1) 他都市等において外部委託の事例がある			レ			
1	2) 類似事務事業の全部 (又は一部)を外部委託した実績がある			レ			
1	3) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ			
Ę	専門性・特殊性		はい	いいえ			
	1) 行政上の専門に識が要求される事務事業		10.0	レ			
	2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ			
	3) 行政が内部に留保すべき専門に職,特殊技能に基づく事務事業			レ			
<u> </u>	4) 京都市職員の人材育成,政策形成能力の向上につながる事務事業			レ			
l –	5) 民間におけるノウハウ, 朝門に職, 技術等が要求される事務事業			レ			
I -	6) 恒常的に必要とされない専門知識,技術等が要求される事務事業			レ			
	7)マニュアル等により定型化可能な事務事業	レ	レ			-1	-1
<u> </u>	8)市民を直接的に対象とする事務事業	V	レ			-1	-1
l –	9) 定型的業務による事務事業		レ			-1	-1
L L	0) 労力提供による事務事業		レ			-1	-1
_	1)経済性・効率性が把握出来ていない事務事業			V		'	•
_	2) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業		レ			-1	-1
_	3) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業			V		- 1	- 1
_	4) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			V			
	,						
L	京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	-4	-	·5			
	行いにもける東門的学、特殊は他に係わる 度合 い	/		-		E	

行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い

実施主体の妥当性総合評価

所管局等 教育委員会 所管課等 指導部養護育成課 事務事業概要 事務事業名 事業費 (H12年当初予算) 所要人数 継続年数 (H12年度想定 (平成12年4月1日時点) 269,568 千円 養護学校スクールバス運営 2.0)5年目未満 事務事業実施目的)5年以上 10年目未満)10年以上 15年目未満 (レ)15年目以上

事務事業概要

養護学校の通学に係るスクールバスは,直営バス運転手の定年退職に伴う欠員不補充の方針で取り組み,順次民間委託を実施している。 平成12年度までに16台中15台を民間委託化。

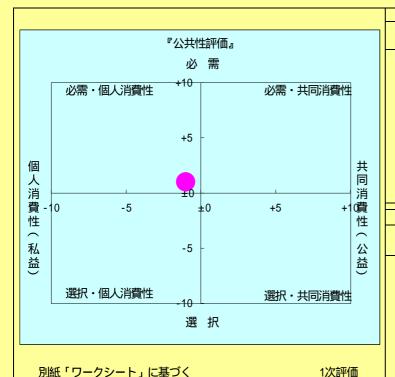
関連する事務事業等の名称,及び担当部局名

事業	費推移	H10年	H 1 1年	H 1 2 年予算
	一般財源 千円	225,733	250,426	269,568
-	国,府支出金	,	200, 120	200,000
事業費	受益者負担分 千円			
貝	その他 千円			
	小計	225,733	250,426	269,568
人件	所要人数 人	3.0	3.0	2.0
費	人件費 千円 (× 9,520千円)	28,560	28,560	19,040
	合計 千円	254,293	278,986	288,608

. 公共性評価

公共性評価結果

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	-1	-1
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	+1	+1
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	必需・個人消費性	必需・個人消費性



1次評価結果 個人消費性が高くかつ必需のエリア

個人的な利益を受け,しかも日常欠くことができない サービスが該当する。

(例・・・生活保護など)

第 2 象限

このサービスと行政との関わりからいえば、行政として最小限度のサービスは、この象限に想定される。 社会的な弱者をつくらないという公的な立場は、この象限で端的に提示される。

2 次評価結果 第 2 象限 個人消費性が高くかつ必需のエリア

個人的な利益を受け,しかも日常欠くことができないサービスが該当する。

(例・・・生活保護など)

このサービスと行政との関わりからいえば、行政として最小限度のサービスは、この象限に想定される。 社会的な弱者をつくらないという公的な立場は、この象限で端的に提示される。

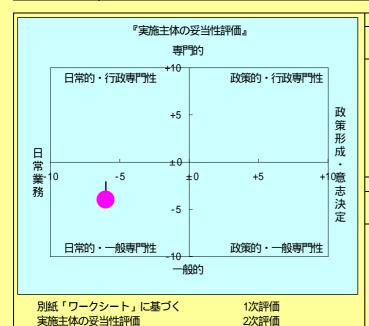
2次評価

行政関与・受益者負担の妥当性証価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	-3	-3	受益者負担の妥当性	+4	+4

. 実施主体の妥当性

項 目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-6	-6
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-3	-4
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性



1次評価結果 日常業務の度合いが高く,一般的なノウ 第 3 象限 ハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の 民間委託化等を検討すべきエリアである。

2次評価結果

日常業務の度合いが高く,一般的なノウ 第 3 象限 ハウが必要なエリア

民間委託化等を検討すべきエリアである。

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。 業務の効率性,経済性などの観点から積極的に民間活力 の活用を検討すべきエリアであり,市民サービスの確保 や行政責任の確保などに留意し,当該事業の実施主体の

. 総合評価		1次評価	2次評価
	共同消費性	-1	-1
公共性評価	基礎性	+1	+1
	公共性評価結果	第 2 象限	第 2 象限
		必需・個人消費性	必需・個人消費性
行政関与の妥当性		-3	-3
受益者負担の妥当性		+4	+4
	政策性・戦略性	-6	-6
実施主体の妥当性	専門性	-3	-4
	実施主体の妥当性	第 3 象限	第 3 象限
	評価結果	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性
今後の方向性		F	F

「今後の方向」の項目説明

A:現状維持

B: 充実

C:縮小 D: 休止

E:廃止

実施主体の妥当性			政策性・戦略性	-6		-6	F:外部委託		
		主体の妥当性	の妥当性 専門性 -3		-3 -4		G : 民営化		
			実施主体の妥当性	第 3	象限	第 3 象限	H:受益者負担の見直し		
			評価結果	日常的・一般	的専門性	日常的・一般的専門性	0:その他		
	今後	の方向性		F		F			
同じ評価である。 1 大			養護学校 保は行政 つ円滑に	サービスとして必要不 業務を遂行できる民間	ント(第1次評価) 学校児童・生徒の通学手段であり,その確 可欠であるが,子どもの安全に配慮し,か 業者がある場合は民間委託を進めていくべ ,直営バス運転手の定年退職に伴う欠員を				
評価と2次証	行政関与	同じ評価である	•	不補充とし,順次民間委託を実施し,13年度には完全民間委 る。					
の主な	主 有 は 出 用が限定された者であるため,公益性が低くなり,また,養 生徒の通学手段であることから必需性がプラスポイントにな					性」となった。養護学校スクールバスの利 公益性が低くなり,また,養護学校児童・ 必需性がプラスポイントになり,評価は妥			
当だと考える。行政関与の妥当性が・3となったが、当意は、					れ,評価は妥当だと考える。 『性ともに低くとなり,当該事業を進める				

ワークシート(2次評価)

1 使用する: 1 使用しない: 0

所管局等	教育委員会
所管課等	指導部養護育成課
事務事業名	養護学校スクールバス運営

	事務事業名	養護学校	スクール	バス運営		
公共性評価		1次評価	2 %	(評価	判	定
市民全体に提供されるサービス		はい	はい	いいえ	公益	必需
1) 誰でもそのサービスを受けることができる				レ		
2) 特定の個人又は集団を,そのサービスの対象外とすることが現実的に不可	能			レ		
3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受	引ない			レ		
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益	が及ぶ			レ		
5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損な	われる	レ	レ		-1	-1
6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス		レ	レ		-1	
7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス		レ	レ		-1	
8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する		レ	レ		+1	+1
9) 市民の大部分が必要とするサービス		レ	レ		+1	
10) 市民の大部分が利用するサービス		-		レ		
11) ニーズや実施意義が希薄化している				L L		
12) サービス提供の対象者,利用者が減少している				L L		
市民生活安定のためのサービス			はい	いいえ		
1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス		V	L L	0 10 17		+
2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス				V		
3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス		V	レ		+1	
4) 安定供給を確保する必要があるサービス		V	レ		+1	
5)将来を考慮した投資的取り組み				L L		+
6) 市民の権利保護に係わるサービス		1.	1.	V		
7)社会的・経済的弱者を対象としたサービス		レレ	レ		+1	
,		V	レ		-1	+
8) 社会保障を目的とするサービス				レ		
9)所得の再配分を目的とするサービス				レ		
10) 市場の不確実性等,民間投資の阻害要因の存在するもの				レ		
11)個人の趣味・娯楽に属するサービス				レ		
12)一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス		レ	V		-1	-
共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価		-1	-	·1	+4 -5	
基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価		+1	4	+1		
共同消費性と基礎性による公共性判定			必需・個	1人消費性	-1	+
政関与の妥当性		1次評価	2.7]	
京都市の独自性による関与の妥当性		はい	はい	いいえ	坐	定
1)京都市の独自性を高めるための事務事業		10.0 1	10.0 1	ران ابر ا	/:	
2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業		V	レ	-	+1	
3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業				レ	71	
外部要因による関与の妥当性			はい	いいえ		
1) 法律・法令等により関与が定められている			10.01	1161 <u>7</u>		
2) 本市条例により関与が定められている				V		
3) 上位団体の通達等により関与が定められている				L L		
4)行政による早急な対応が必要とされる		V	レ		. 4	
5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる		V	V		+1	
6) 民間に類似サービスの提供者が存在する		V	レ		+1	
6) 民間に類似サービスの提供者が存在する 7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある		-				-
, ra balliti = 1		レ	レ			-
8) 民間類似サービスと競合する		レ	レ			-
			はい	いいえ		
実施が果に基づく関与の妥当性			レ			-
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する		レ				
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する		レ	レ			
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する3) 当該サービスが他のサービスと代替え可能である		-				
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する 2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する 3) 当該サービスが他のサービスと代替え可能である 4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している		レ	レ	ν		-
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する 2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する 3) 当該サービスが他のサービスと代替え可能である		レ	レ	レレ		

事務事業名	養護学校	スクール	バス運営			
3.受益者負担の妥当性	はい	はい	いいえ	半	定	
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	レ	レ	0.0.72	,	+1	
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ			
3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの			レ			
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる	レ	レ			+1	
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	レ	レ			+1	
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス	レ	レ			+1	
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ			
受益者負担の妥当性評価	+4	+	-4		+4	
				_		
4.実施主体の妥当性	1次評価	2次	評価		判	Ē
政策・戦略形成	はい	はい	いいえ	正	策	専門
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ			
2) 京都市行政の信恒策定に係わる事務事業			レ			
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ			
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業	レ	レ			+1	+1
5) 京都市行政の改革, 効率化に係わる事務事業			レ			
6) 国,他都市,行政機関(京都市役所内を除く)を対象とする事務事業			レ			
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業			レ			
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業			レ			
9) 中立性,公平性を特に要求される事務事業			レ			
10)外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ			
11)他都市等において外部委託の事例がある	レ	レ			-1	
12)類似事務事業の全部(又は一部)を外部委託した実績がある	レ	レ			-1	
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている	レ	レ			-1	
専門性・特殊性		はい	いいえ			
1) 行政上の専門知識が要求される事務事業			レ			
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ			
3) 行政が内部に留保すべき専門知識 , 特別技能に基づく事務事業			レ			
4) 京都市職員の人材育成,政策形成能力の向上につながる事務事業			レ			
5) 民間におけるノウハウ, 朝野職, 技術等が要求される事務事業		レ				-1
6) 恒常的に必要とされない専門知識,技術等が要求される事務事業			レ			
7)マニュアル等により定型化可能な事務事業			レ			
8) 市民を直接かに対象とする事務事業	レ	レ			-1	-1
9) 定型的業務による事務事業			レ			
10)労力提供による事務事業	レ	レ			-1	-1
11)経済性・効率性が把握出来でいない事務事業			レ		'	
12)外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業	レ	レ			-1	-1
13)外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業	レ	レ			-1	-1
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ		'	- 1
京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	6		6		11	. 1
がまます。	-6	_	6		+1	+1

r.	•	•	١
r)	ι	,

日常的・一般的専門性

行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い

実施主体の妥当性総合評価